

# 通所介護 重要事項説明書

## 1. デイサービス海山荘の概要

施設の名称	デイサービス 海山荘		
経営主体	社会福祉法人 正廉会		
所在地	静岡県牧之原市片浜 1013 番地の 1		
電話・FAX	電話：0548-53-1230 ・ FAX：0548-53-1231		
介護保険指定番号	通所介護 静岡県 第 2275800015 号		
サービスを提供する対象地域	牧之原市、御前崎市、吉田町		
第三者評価の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	実施した直近の年月日	
実施評価機関の名称		評価結果の開示状況	有・ <input type="checkbox"/> 無

## 2. 設備の概要

定員	30名	静養室	1室
食堂兼機能訓練室	1室	相談室	1室
浴室	個浴2室、機械浴室1室	送迎車	7台

## 3. 職員体制

職種	常勤	非常勤	勤務体制
施設長（管理者）	1名（兼務）		8：30～17：30
生活相談員	1名以上		8：00～17：00
介護職員	6名以上 （常勤換算）		8：00～17：00
看護職員		2名（兼務）	9：00～16：00
機能訓練指導員		1名（兼務）	9：00～16：00
栄養士	1名（兼務）		8：30～17：30
事務員	1名（兼務）		8：30～17：30

## 4. サービス提供時間

提供時間 9：00～16：15  
営業日 月～土（年末年始 12/31～1/3 を除く）  
定休日 日曜日

## 5. 利用料金

(1) 利用料金は、介護保険法に基づく基準により、別紙の通所介護利用料金表の利用料の合計額となります。

\* 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が、直接事業者を支払われない場合があります。

その場合は、一旦1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を、後日牧之原市の窓口に出すと、差額の払戻しを受けることができます。

\* 通所介護ご利用の中止について

利用開始予定日以前の中止

利用前にご利用者様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

中止届出時間	料 金
利用日当日の午前9時00分までにご連絡いただいた場合	無料
利用日当日の午前9時00分までにご連絡が無かった場合	給食材料費：別紙料金表の金額を頂戴いたします

(2) 支払方法

利用料金は、1か月分ごとに毎月末時に集計・計算し、ご請求します。翌月27日に利用者の指定する金融機関の口座からの自動引落としによる方法でお支払い下さい。

引き落とし手数料は毎月利用者様負担となります。

現金払いを希望される場合は、すみやかに施設窓口にてお支払いください。

## 6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ① 介護保険法において居宅サービスの利用が可能と認定された方で、通所介護サービス利用を希望される方は、お電話等でご連絡ください。当事業所のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ② サービス利用が決定した場合は契約を締結し、通所介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③ サービスの提供に当っては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに電話または文書でお申し出下さい。

- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

当事業所が人員不足等で事業の縮小を余儀なくされる等やむを得ない事情により、施設

を閉鎖または縮小しサービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1か月前までに文書で通知いたします。

### ③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所、もしくは介護医療施設に入院した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護度が、非該当（自立）または要支援認定となった場合。但し、1年以内に利用者が再び要支援認定となった場合は、利用者と事業所双方の合意により継続ができるものとします。
- ・利用者がお亡くなりになった場合

### ④ その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、または利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・利用者が、サービス料金の支払を3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院もしくは病気等により、3か月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者やご家族などが当事業所や当事業所の通所介護担当職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合があります。

## (3) 健康上の理由による中止

- ① インフルエンザ、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止することあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ③ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

\*サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。ただし、定員数の予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承ください。

## 7. 当施設のサービスの特徴

### 運営の方針

要介護状態等心身の特性を踏まえ、その利用者が可能な限り在宅に於いて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の介護負担の軽減を図るため、必要な日常生活上の介護及び必要な援助を行います。

## 8. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げると

おり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。  
虐待防止に関する担当者（施設長・小野田 茂喜）
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 9. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 10. 非常災害対策について

- (1) 消防署への報告および届出  
防火管理者は、牧之原消防署へ次の業務について報告及び届出を行います。
  - ① 海山荘が開所し運営を開始するに際しては、牧之原消防署へ消防計画を提出し承認を得ます。
  - ② 海山荘の建物および施設内の諸設備の設置について、法令に基づく報告および必要な諸手続きを行います。
  - ③ 消防用設備の点検ならびに火災予防上必要な検査、指導を要請します。
  - ④ 消防防災訓練実施時における指導を要請します。
- (2) 防火管理者の権限および業務
  - ① 防火管理者は、海山荘の防火管理業務に関わる一切の権限を有しています。
  - ② 防火管理者は、上記消防計画の検討および実施、変更を行います。
- (3) 消防防災設備  
自動火災報知設備、非常警報装置（非常ベル、放送設備）、防火戸、スプリンクラー、消火器、屋内消火栓、非常階段（屋内・屋外）、誘導灯および誘導標識
- (4) 近隣との協力関係

利用者の避難ならびに安全の確保に関し、牧之原市、牧之原消防署、牧之原市片浜区長に避難状況等を連絡し、その後の対策について指示を受けます。

(5) 消防防災訓練

訓練種別	訓練時期
通報訓練	毎年2回以上行います。
消火訓練	毎年2回以上行います。
通報訓練	毎年1回以上行います。

(6) 非常時の対応

- ① 防火管理者は、放送設備等を通じて利用者等に火災または災害の発生を伝え、避難行動を指示すると共に、牧之原消防署、牧之原市に通報します。
- ② 利用者に防災頭巾または防災ヘルメットを着用させます。
- ③ 職員の誘導により、駐車場等、安全な場所に避難させます。
- ④ 誘導後は人員を確認し、施設内滞留者の有無を点検し、防火管理者が確認します。
- ⑤ 牧之原市役所等関係機関に避難状況を報告します。
- ⑥ 保護者が直接来所し、引渡しを申し出たときのみ利用者を引き渡します。その際には、引き渡した相手方の住所、氏名、続柄を確認し、記録簿に記載します。

## 11. 衛生管理等

- (1) 指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 12. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 13. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情は専用窓口で受け付けます。

住所 : 〒421-0511 牧之原市片浜 1013 番地の 1

TEL : (0548)53-1230 (代)

FAX : (0548)53-1231

E-mail : seirenkai@ai.tnc.ne.jp

○苦情受付窓口担当・・・ 総務：川野 義和

○受付時間 平日 8：30～17：30

\* 苦情受付ボックスを受付窓口にも設置しています。

## (2) 第三者委員の連絡先

当施設における第三者委員の連絡先です。

1. 氏名：山本 佐敏

住所：〒421-0511 牧之原市片浜 825-1

TEL：(0548)52-0347

2. 氏名：大石 保憲

住所：〒421-0522 牧之原市相良 192-6

TEL：(0548)52-1012

## (3) 行政機関その他苦情受付機関

静岡県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 静岡市葵区駿府町 1-70 (県総合社会福祉会館内) 電話番号 054-653-0840
国民健康保険団体連合会 苦情受付窓口	所在地 静岡市葵区春日 2 丁目 4 番 34 号 電話番号 054-253-5590
牧之原市健康推進部 長寿介護課	所在地 牧之原市静波 991 番地 1 牧之原市総合健康福祉センターさざんか 電話番号 0548-23-0076
御前崎市高齢者介護課	所在地 御前崎市池新田 5585 番地 電話番号 0537-85-1118
吉田町高齢者支援課	所在地 榛原郡吉田町住吉 87 番地 電話番号 0548-33-2105

## 14. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

## 15. 事業者法人の概要

法人名	社会福祉法人正廉会
法人所在地	静岡県牧之原市片浜 1013 番地の 1
電話番号	0548-53-1230
代表者	小野田 茂喜
法人設立年月	平成 17 年 3 月 22 日

施行：平成 17 年 12 月 1 日  
改正：平成 21 年 5 月 1 日  
改正：平成 22 年 12 月 1 日  
改正：平成 23 年 4 月 1 日  
改正：平成 24 年 4 月 1 日  
改正：平成 25 年 4 月 1 日  
改正：平成 27 年 4 月 1 日  
改正：平成 29 年 4 月 1 日  
改正：平成 30 年 8 月 15 日  
改正：平成 31 年 4 月 1 日  
改正：令和元年 5 月 1 日  
改正：令和元年 10 月 1 日  
改正：令和 2 年 12 月 9 日  
改正：令和 3 年 4 月 1 日  
改正：令和 3 年 8 月 1 日  
改正：令和 6 年 4 月 1 日  
改正：令和 7 年 2 月 1 日